

寒河江市生涯学習まちづくり出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等の団体が主催する集会等に講師が出向き、市政の説明、専門知識を活かした実習等（以下「生涯学習まちづくり出前講座」という。）を行うことにより、市民等の市政に関する理解を深めるとともに、学習機会の充実及び意識啓発を図り、もって生涯学習によるまちづくりを推進することを目的とする。

(対象)

第2条 生涯学習まちづくり出前講座を受けることができる者は、原則として市内に在住、在勤又は在学する10人以上の者で構成された団体とする。

(内容)

第3条 生涯学習まちづくり出前講座の内容は、市長が別に定める。

2 前項に規定するもののほか、市長は、生涯学習まちづくり出前講座を受けようとするものの希望に基づき特別な講座を設けることができる。

(講師)

第4条 生涯学習まちづくり出前講座を行う講師は、次のとおりとする。

- (1) 市職員
- (2) その他市長が必要と認めた者

(開催時期及び場所)

第5条 生涯学習まちづくり出前講座の開催時間は、午前9時から午後9時までのうち2時間以内とし、開催場所は市内に限るものとする。

(申し込み等)

第6条 生涯学習まちづくり出前講座を受講しようとする団体の代表者（以下「申込者」という。）は、原則として当該団体が主催する集会等を開催しようとする日の14日前までに寒河江市生涯学習まちづくり出前講座受講申込書（様式第1号）を教育長に提出するものとする。

2 生涯学習まちづくり出前講座に係る施設の利用については、申込者の責任においてこれを行うものとする。

(決定)

第7条 教育長は、前条の申込があったときは、内容、日時等について当該生涯学習まちづくり出前講座の担当課と調整のうえ、受講の可否を決定し、寒河江市生涯学習まちづくり出前講座受講決定通知書（様式第2号）又は寒河江市生涯学習まちづくり出前講座受講否決通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の受講の決定をする場合において、必要と認めたときは、条件を付することができる。

(受講の制限)

第8条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、生涯学習まちづくり出前講座の受講を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 生涯学習まちづくり出前講座の目的に反し、その受講が適当でないとき。

(変更等の届出)

第9条 第7条の規定により生涯学習まちづくり出前講座受講の決定を受けたものは、開催日時、場所その他申請事項に変更があったとき、又は生涯学習まちづくり出前講座の受講を取り消そうとするときは、直ちに教育長に届け出て、その承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(講師料)

第10条 生涯学習まちづくり出前講座の講師料は、無料とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　　則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

寒河江市生涯学習まちづくり出前講座受講申込書

年　月　日

寒河江市教育委員会

教育長 殿

団体名 _____

住 所 _____

代表者氏名 _____

TEL () _____

寒河江市生涯学習まちづくり出前講座を受講したいので、次のとおり申し込みます。

希望日時	年　月　日 () 時　分～　時　分		
場 所			
希望講座			
参加人数	人		
集会等の名称 及び開催目的	名称		
	目的		
備 考			

様式第2号（第7条関係）

寒河江市生涯学習まちづくり出前講座受講決定通知書

年　月　日

団体名

代表者　　様

寒河江市教育委員会

教育長

年　月　日付で申し込みのありましたこのことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

開催日時	年　月　日（　）	時　分～時　分
場　所		
講　座　名		
講　師	所属	職・氏名
受講条件		

様式第3号（第7条関係）

寒河江市生涯学習まちづくり出前講座受講不許可通知書

年　　月　　日

団体名

代表者　　様

寒河江市教育委員会

教育長

年　　月　　日付で申し込みがありましたのことについて、不許可としましたので通知します。